平成２５年（フ）第４７２号
岡山市南区新保79番地２大丸コーポ北102
債務者　楠木　澄子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢838番地１　ＪＰ北佐久社宅207号
債務者　金箱　一江
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５２７号
東京都東村山市恩多町４丁目７番地２エクセレンスマスダ203
債務者　山崎　一美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５４９号
大阪府東大阪市下小阪４丁目９番11―201号
債務者　宮本　弓子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5583番地９
債務者　遠田　良子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１４７９号
神奈川県大和市中央林間５丁目15番21号チェリーコーポ202号
債務者　渡邉　毅彦
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２２号
東京都福生市南田園２丁目９番地15
債務者　古谷　和子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
長崎県東彼杵郡波佐見町三股郷281番地１、旧住所佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲1839番地１　プランドール・メゾン105号
債務者　永田　尚弘
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
栃木県那須塩原市下永田２丁目1045番地３　ミルキーハウス21Ｄ―202号、前住所栃木県大田原市紫塚１丁目12番33号　猪瀬レジデンスＢ棟204号
債務者　木口　康子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午前10時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市黒髪町1735番地、旧住所京都府京都市伏見区羽束師鴨川町305番地19
債務者　田中　正人
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市船越町603番地、旧住所福岡県久留米市白山町179番地１レオパレスのぞみⅡ102号
債務者　隈部希世見
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市山手町26番２号、旧住所長崎県佐世保市大黒町５番１―29号
債務者　金森　　舞
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
沖縄県沖縄市山里３丁目５番１号　伊礼アパート１―Ｄ
債務者　麻本　美紀
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６９７２号
大阪府門真市下島町３番２号
破産者　株式会社ポッポまおう
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４５号
大阪市西淀川区姫里２丁目15番５号
破産者　大洋ハトメ産業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６６号
大阪市西区北堀江１丁目１番４号
破産者　合同会社エス・アンド・エイチ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部